平成２７年（フ）第３１４８号
大阪府吹田市泉町５丁目11番４－305号
債務者　平出　茂之
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１５３号
大阪府東大阪市出雲井本町３－25　介護老人保健施設　枚岡の里、住民票上の住所東大阪市玉串元町２丁目11番53－902号　玉串元町団地
債務者　猪股　秀子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９号
兵庫県たつの市揖保川町黍田109番地10
債務者　衣畑　愛子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第１４８号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2442番地１　エスポワード百合野101号、旧住所長崎県長崎市三川町1120番地１　コーポオリオン三川203号
債務者　年田　秀一
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
長崎県五島市松山町104番地２、住民票上の前住所長崎県五島市大荒町191番地
債務者　布袋　清美
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第４３６号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜４丁目28番９号
債務者　大友　　舞
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
福島県南相馬市鹿島区山下字中ノ内28番地の２
債務者　鎌田　浩子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第１８号
千葉県南房総市本織1718番地３　ウェルコーポ201
債務者　渡邉　和子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第１６６号
山梨県甲府市川田町933番地　サンコーレ甲運610
債務者　清水　香織
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
岐阜市加納青藤町１丁目14番地
債務者　白鳥　愛巳
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２１９号
奈良県生駒市あすか野北２丁目12番23号
債務者　北楯　　大
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２０６号
広島県東広島市西条町西条東1299番地３　フローレンス西条グランドアーク1202号室
債務者　神田　昌幸
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９８号
広島市中区本川町１丁目１番10－101号
債務者　大田　智弘
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０２号
広島市安佐北区安佐町大字飯室6885番地８
債務者　池田　孝子（旧姓野見山）
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３３号
広島県廿日市市梅原２丁目１番23－503号
債務者　大崎　　浩
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４号
香川県丸亀市郡家町276番地６
債務者　山神　信子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第７０号
佐賀県伊万里市立花町3508番地４
債務者　斎藤　涼介
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部